

# 戸田市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年5月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者との均衡を意識した総合的な点検と見直しが求められています。そこで、市民の理解と納得を得られる適正な給与制度、運用とするため、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定いたしました。

## 1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
戸田市	41.7歳	36人	308,375円	359,978円	—	—	—円	—
うち学校給食員	40.2歳	25人	298,968円	346,708円	調理士	41歳	267,500円	1.30
うち用務員	48.3歳	3人	349,233円	400,381円	用務員	54歳	227,200円	1.76
うちその他	44.0歳	8人	322,450円	386,295円	—	—	—円	—
埼玉県	52.2歳	689人	366,995円	415,693円	—	—	—円	—
類似団体	46.0歳	93人	337,956円	402,603円	—	—	—円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
戸田市	5,852,489円	—円	—
うち学校給食員	5,632,946円	3,607,100円	1.56
うち用務員	6,546,125円	3,284,300円	1.99
うちその他	6,278,449円	—円	—

- ※1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもの。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを活用。(平成16～18年の3ヶ年平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値。

## (2) 職種ごとの年齢別人数

(平成19年4月1日現在)

年齢区分	～30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	合計
全体	3	10	9	2	2	3	7	36
うち学校給食員	3	7	6	2	2	1	4	25
うち用務員		1				1	1	3
うちその他		2	3	0	0	1	2	8

## (3) その他給与に関する事項

## ア 給料表

国家公務員の行政職給料表（二）に従った現業職員給料表（4級制）を適用。

## イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、期末・勤勉手当を支給しております。

このうち、技能労務職員に係る特殊勤務手当の主な内容は次のとおりです。

手当の種類	支給要件	支給単価
現場作業手当	交通頻繁な道路上での作業に従事した場合	200円
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した場合	600円
	道路、河川周辺において巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況調査等を行った場合	1,400円

※現職の技能労務職員は調理士、寮母であるため、上記特殊勤務手当の支給実績はありません。

## ウ 昇給基準

前年1年間の勤務成績を基に、4号俸（56歳以上の職員にあつては2号俸）を標準として昇給させております。

## 2 基本的な考え方

戸田市では、技能労務職員の新規採用を停止しており、今後も退職者の補充をしないことにより技能労務職員数の定員削減を行ってまいりますが、業務の合理化、委託化を推進するなど、市民サービスの低下とならないよう対応してまいります。

また、給与については、これまでも給与構造改革の実施など適正化に努めてまいりましたが、平成20年度より昇任試験制度を導入し、職務職制に見合う給与体系の実現を図り、より一層の適正化に努めてまいります。

今後とも国、県の動向や類似職種の民間水準を考慮しながら、必要な見直しに努めてまいります。

### 3 具体的な取り組み

#### (1) 職員数の抑制

平成13年度より技能労務職員の採用を停止しており、今後も退職者の補充をせずに、業務の合理化、委託化により対応してまいります。

具体的には、軽費老人ホーム（寮母）については指定管理者制度導入への移行（検討中）、保育園（給食調理）については民間委託化の推進（平成13年～平成22年）、学校給食センターについては、各小学校の給食調理を学校毎に行う単独校調理場への移行にあたり、給食調理事務を委託化することで、定員適正化を進めてまいります。

#### (2) 給与構造改革の実施

① 平成19年4月1日に給与構造改革を実施し、従来の2級制の給料表から、国家公務員の行政職給料表（二）に従った現業職員給料表（4級制）へ移行し、昇給幅の抑制を図りました。

【参考】経験年数別・学歴別平均給与月額と比較

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
高校卒	改革前	212,300 円	248,700 円	287,800 円
	改革後	212,700 円	242,100 円	267,600 円
中学卒	改革前	202,000 円	234,200 円	271,200 円
	改革後	200,500 円	230,700 円	258,000 円

② 特殊勤務手当については、平成18年4月1日より防疫作業手当、給食業務手当を廃止し、平成19年4月1日より変則勤務手当を廃止いたしました。

#### (3) 勤務成績の評定制度の活用

平成17年度より勤務成績の評定制度を技能労務職員も含めて導入しており、前年度の勤務成績を給与処遇に反映させております。

#### (4) 昇任試験制度の導入

3級は主任技能員、4級は統括主任技能員として責任と役割を与え、その職に必要な専門知識とリーダーとしての適正を備えているかどうかを判定するための昇任試験制度を平成20年度より導入いたします。これにより、その職に相応しい者だけを昇任させることで、職務職責に応じた給与体系の実現を図ってまいります。